

「学習評価の基準・修了・卒業の認定」について

(学習評価)

- 1 学習評価は次により行う。
 - (1) 平常試験・・平常の履修効果を評価するために随時実施する。
 - (2) 期末試験・・各学期の終了毎に実施する。
 - (3) 卒業試験・・修業期間を通じて履修した科目について、その効果を評価するために実施する。
- 2 試験は学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。
- 3 次の一つに該当する場合は、期末および卒業の試験を受けることができない。
 - (1) 期間中の出席率が100%を満たさないもの
 - (2) 授業料等の学費滞納中のもの
 - (3) 実習記録及び指示された提出物などを未提出のもの

(学習評価基準)

- 1 学習評価の時期は、各学期末及び全科目終了を認定するときとする。
- 2 各学期末の学習評価は、平常試験、報告書及び期末試験を総合して評価する。
- 3 学習評価は、「A, B, C, D」の4段階で表す。
 - (1) A・・特に成績優秀な者
 - (2) B・・成績良の者
 - (3) C・・成績やや劣る者
 - (4) D・・成績が劣っている者、指導が必要な者
- 4 評価は、次の基準による。

評価	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点
評定	A	B	C	D
- 5 期末及び卒業試験の合格点は、各科目毎に100点満点による60点以上とする。
- 6 追試験または再試験等の得点は、試験結果の90%を得点とみなす。
但し、追試験に至った理由がやむを得ないものである場合は、この限りではない。

(追・再試験の取扱)

- 1 追試験を行う日時、場所および方法は学校が指定する。
- 2 追試験を受けようとするものは、理由を明記した追試験願を提出しなければならない。
- 3 追試験の願出には、願書に追試験一科目毎に1,000円の試験料を添えなければならない。ただし、公認及びその他やむを得ない事情による欠席の場合は追試験料を免除する。
- 4 追試験については、特別の補講をもってこれに代えることができる。

(学習評価の通知)

期末及び卒業試験の学習評価の結果は、各学期末毎に保護者並びに学生に通知する。

(卒業の認定)

卒業の認定は全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められ、卒業時において国土交通省の定める自動車整備士一種養成施設の各課程の教育時間数を満たした者について校長が認定する。

【卒業の認定に関する方針】(ディプロマ・ポリシー)

関東工業自動車大学校の教育理念である、「自動車整備に関する専門的技術及び理論を習得させると共に豊かな人間性を育み社会において貢献できる人財の育成」に基づき、社会で活躍できる以下の能力を身につけ、卒業の基準を満たした者に卒業を認定行い、これまでに11,000名を超える自動車整備士を輩出してきた。

- ・自動車整備士として必要な自動車整備技術に関する知識・技術を習得する。
- ・関係法令に照らし合わせて車両管理及び安全管理に配慮できる。
- ・接客対応能力を身に付け、相手の立場を理解することができる。

卒業要件については、学科及び実習の全科目において進級、卒業試験に合格した者について、校長が認定する。各教科の修了は、次のとおりである。

- (1) 各教科の定期試験に合格すること。
- (2) 各教科の履修時間が、授業時数の学科、実習とも100%であること

【成績評価基準】(客観的な指標の算出方法)

- 1 成績は下記項目の総合評価とする。
 - (1) 課題報告(レポート等)
 - (2) 試験(平常試験、期末試験、卒業試験)
- 2 成績評価は、「A, B, C, D」の4段階で表す。
 - (1) A・・・特に成績優秀な者
 - (2) B・・・成績良の者
 - (3) C・・・成績やや劣る者
 - (4) D・・・成績が劣っている者、指導が必要な者
- 3 全科目必修で各科目100点満点とし、科目毎に得点分布、平均点を把握する。
- 4 各学期毎(3学期制)に実施した試験等において、全科目の合計得点から得点分布、平均点を把握し下位4分の1を明示。
- 5 各学生には学期ごとに通知表を発送し、それぞれの成績状況・出席状況を把握させ成績不振者には保護者とともに改善を促してゆく。